

【改善を要する事項】(通知の概要)

改善を要する事項については、愛媛県が通知した6項目を基本とし、そのうち、「4 食事提供体制の改善について」に関し、市への報告等が必要な次の事項について、具体的に指摘を行いました。

- ① 統一献立のメニューの変更に関しては、栄養士が責任をもって、栄養量の確認やアレルギー除去食の対応等を行い、最後に園長が確認するなど、業務分担を明確にし、栄養管理体制を整備すること。
- ② 給食への異物混入については、「異物混入対応マニュアル」に従い、異物混入を未然に防ぐ対策を行うとともに、異物が発見された場合は、必要に応じて、適切に市や関係機関への報告を行うこと。
- ③ アレルギー除去対応の園児の給食については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、園児の安全性を最優先として、組織的に取り組むこと。職員全員が必要な知識と共通認識を持ち、誤食を未然に防ぐ体制を整えること。また、誤食があった場合は、すみやかに保護者及び市への報告を行うこと。
- ④ 給食に関するヒヤリハット事例については、過去2年間の記録に記載がなく活用されていなかった。園児の怪我に関する事例や設備不良等による事例と同様、給食におけるヒヤリハットについても、重大な事故につながる恐れがあるという危機意識を持ち、それらの事例についても報告・分析を行い、職員全員で共有すること。